

令和3年度特別調整交付金交付基準 (一体的実施)について

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ(第10回)

令和3年3月1日(月)

参考資料4

○企画・調整等を担当する医療専門職に係る特別調整交付金の交付要件について、業務の適切な遂行を確保した上で、より多くの市町村が一体的実施に取り組めるよう見直しを行う。

R2年度(現行)の交付基準

一体的実施を広域連合から受託するにあたり、市町村は**専従の企画・調整等を担当する職員(1人)**を配置する。

職種:保健師(正規職員を想定。保健師の確保が難しい場合は特定保健指導の業務経験のある医師/管理栄養士も対象)

上限額:市町村毎に1人分の人件費として上限580万円。複数名で分担する場合も按分はできない。

交付要件:専従であっても高齢者関連の事業であれば業務の一環として関与することは差し支えない。

課題(各広域連合からの要望等より)

①「専従職員」を配置できない自治体が存在する。

⇒規模の小さい自治体や、医療専門職が充足していない自治体では「専従の1人」を配置できない。

②複数の専従職員を置かざるを得ない自治体が存在する。

⇒規模の大きい自治体では、企画・調整業務を「専従の1人」のみでは実施できない。

R3年度見直しの内容

① **専従要件の緩和**

⇒市町村の実情により専従の医療専門職を配置できない場合は、企画・調整等の業務が適切に行われることを前提として、専従としなくてもよいこととし、企画・調整に従事した分の人件費を支給する。

② **一定規模以上の自治体について、人件費を複数名分交付**

⇒11圏域以上は2名、さらに10圏域増加するごとに1名追加分も交付対象とする。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための 「特別調整交付金交付基準」のポイント

1 交付の対象となる事業の要件

- ・広域連合が一体的実施等の保健事業を市町村に委託
- ・委託を受けた市町村は次の医療専門職を配置して事業を実施
 - ①健康課題の把握・分析、事業の企画・調整・分析、評価等を行う保健師等の医療専門職
※原則専従の正規職員(企画・調整等の一環として関連業務に従事することは可)
 - ②各地域(日常生活圏域)において個別訪問等や通いの場等への積極的関与の支援を行う
医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)
※常勤、非常勤ともに可
- ・事業の実施に当たって、関係機関、関係団体に委託することも可

2 交付額

広域連合が市町村に委託事業費を交付。委託事業費のうち交付対象となる費用の交付基準額の2/3を上限として特別調整交付金で支援

① 企画・調整等の業務に要する費用

→ 交付基準額 = 市町村毎に580万円 × 医療専門職の人数 (事業を実施する日常生活圏域数により上限人数を設定)

② 個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用

→ 交付基準額 = 市町村毎に350万円 × 事業を実施する日常生活圏域数 (人件費)、日常生活圏域毎に50万円 (その他経費)